府政記者クラブ・南丹広域振興局　同時資料提供

ふぐによる食中毒の発生について

平成２８年１２月２３日
京都府健康福祉部
生活衛生課　℡:075-414-4755
京都府南丹保健所
環境衛生室　℡:0771-62-4754

１２月２２日（木)、京都市内の医療機関から通報を受けた京都市保健医療課より本府生活衛生課あて食中毒の発生を疑う通報があり、調査に着手したところ、下記施設が提供した食品を原因とする食中毒と断定し、本日、南丹保健所長が同施設に対する営業停止処分を行いましたのでお知らせします。

１　探知の概要

１２月２２日（木）午後１時頃、京都市より本府生活衛生課あて、「１２月２２日（木）午前３時、ふぐ毒の中毒者が救急搬送された。搬送時に救急隊員に対し、魚屋が捌いたふぐを自宅で喫食したと話していた。」と通報があった。

２　調査結果　（２３日午前１０時現在）

(1) 初発日時　　１２月２１日（水）午後９時３０分頃
(2) 有 症 者　　１名（男性）（入院中）
(3) 主な症状　　呼吸器麻痺
(4) 病因物質　　ふぐ毒
(5) 原因食品　　１２月２１日（水）に当該施設が提供した白子
（コモンフグ若しくはヒガンフグと推定）

３　原因施設

(1) 屋　　号　　魚伸（うおしん）（飲食店営業、ふぐ処理業）
(2) 所 在 地　　亀岡市大井町土田３丁目３２－３
(3) 営 業 者　　土井（どい）　治巳（はるみ）

４　原因施設の特定理由

(1) 有症者は、当該施設が提供したコモンフグ若しくはヒガンフグの白子を喫食後に中毒症状を呈している。
(2) 有症者の症状は、ふぐ毒による食中毒症状と一致している。
(3) 患者を診察した医師から食中毒の届出があった。

５　違反の内容

(1) 食品衛生法
第６条第２号（有毒な物質が含まれる食品の提供）
(2) 京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例
第３条（ふぐ処理師でない者のふぐ取扱い）
第４条（ふぐの有毒部位の調理）

６　南丹保健所の対応

(1) 原因施設の立入調査（提供状況及び残存しているふぐの確認）
(2) 食品衛生法第５５条第１項による飲食店営業の停止並びに「京都府ふぐの処理及び販売の規制に関する条例」第２１条第１項よるふぐ処理業の認証の停止処分
（１２月２３日から１月１日までの１０日間）